

議案第37号

備前市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

備前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市介護保険条例の一部を改正する条例

備前市介護保険条例(平成17年備前市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「3万3,600円」を「3万30円」に改め、同項第2号中「4万7,040円」を「4万5,210円」に改め、同項第3号中「5万400円」を「4万5,540円」に改め、同項第4号中「6万480円」を「5万9,400円」に改め、同項第5号中「6万7,200円」を「6万6,000円」に改め、同項第6号中「8万640円」を「7万9,200円」に改め、同項第7号中「8万7,360円」を「8万5,800円」に改め、同項第8号中「10万800円」を「9万9,000円」に改め、同項第9号中「11万4,240円」を「11万2,200円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 12万5,400円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第3条第1項に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 13万8,600円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 15万1,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 15万8,400円

第3条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「2万160円」を「1万8,810円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「2万160円」を「1万8,810円」に、「3万3,600円」を「3万2,010円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「2万160円」を「1万8,810円」に、「4万7,040円」を「4万5,210円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の備前市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第37号参考資料  
備前市介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 年額 3万30円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 4万5,210円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 4万5,540円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 5万9,400円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 6万6,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>7万9,200円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第7項第2号イを除き、以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 年額 3万3,600円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 4万7,040円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 5万400円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 6万480円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 6万7,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>8万640円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第7項第2号イを除き、以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

<p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p>	<p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>8万7,360円</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>8万5,800円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>10万800円</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>9万9,000円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>11万4,240円</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>11万2,200円</u></p>

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 12万5,400円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 13万8,600円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 15万1,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のい

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 12万7,680円

<p>いずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。</u></p> <p>(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者 年額 15万8,400円</u></p>	
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万8,810円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万160円</u>とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万8,810円</u>」とあるのは、「<u>3万2,010円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万160円</u>」とあるのは、「<u>3万3,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万8,810円</u>」とあるのは、「<u>4万5,210円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万160円</u>」とあるのは、「<u>4万7,040円</u>」と読み替えるものとする。</p>